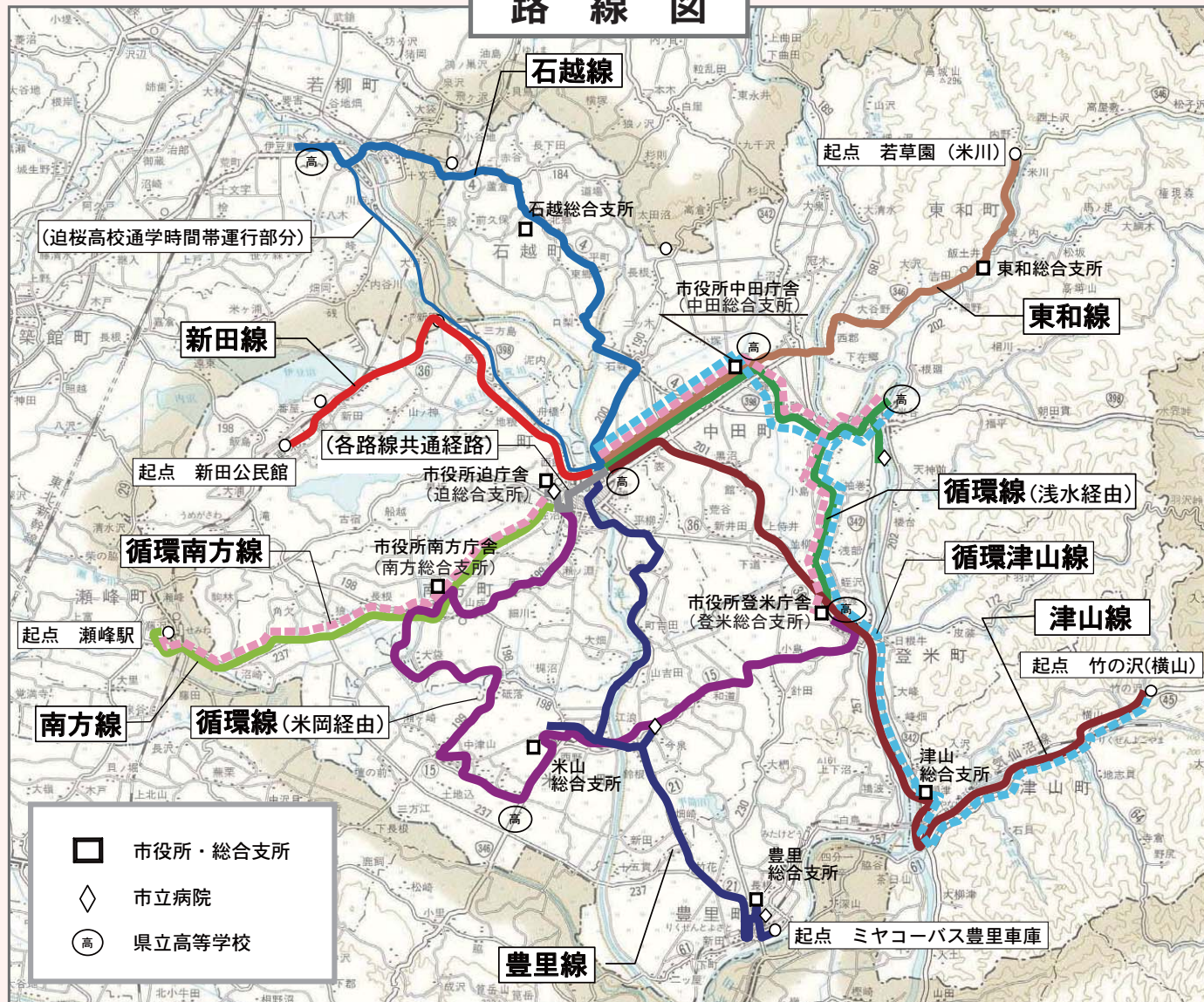


市民バス運行について

市では、通勤・通学、医療機関への通院などで利用できるよう市民バスを運行しています。
 運行路線は、下記の運行路線図のとおり9路線14系統となっています。主な経由地は、市役所ならびに各総合支所、公立病院、各小中学校、高等学校、JR各駅（新田・石越・瀬峰・柳津）を結んでおり、時間によってはハイウェイバス（高速バス）にも接続しています。
 利用料金は、1回の乗車につき100円です。※小学生以下と障害のある人（身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳を降車時に提示）は無料、65歳以上の運転免許返納者も1年間無料。

- 豊里線の一部路線変更およびバス停留所の新設**
 - ・豊里総合支所が複合施設となる豊里公民館内に移転することにより、豊里病院前～JA豊里支店前間の経路を延伸します。以前の「豊里総合支所前」停留所は「豊里郵便局前」停留所となります。
- 石越線の一部路線変更およびバス停留所の新設**
 - ・石越線の若柳地域の路線を一部変更して若柳病院への利便性を向上させます。
 - ・新たに「若柳病院前」停留所を設け、上りの第5便、下りの第2便と第4便の計3便を片町停留所を通る経路ではなく、若柳病院前を通る経路とします。
- 津山線の運行時刻の一部変更**
 - ・津山線上りの第3便を始発から15分早めて運行します。これにより、通勤・通学に利用できるだけでなく、登米市役所で仙台行き的高速バスにも接続可能となります。
- バス停留所の新設と廃止**
 - ・豊里線で迫町佐沼光ヶ丘に「光ヶ丘」停留所を新設します。
 - ・循環線、津山線で「ミヤコーバス登米案内所」停留所を廃止します。乗り降りの際は「登米総合支所」停留所をご利用ください。

路線図



下水道料金（改定後）をお知らせします

下水道料金が4月1日より改定されることは、すでにお知らせしましたが（広報とめ2月19日号掲載）、今回は、改定後の料金表を掲載しますので参考にしてください。市民皆様のご理解とご協力をお願いします。

【下水道料金表】

使用水量(m ³)	新料金(円)	使用水量(m ³)	新料金(円)	使用水量(m ³)	新料金(円)	区分	排出汚水量	料金
基本料金 0～10	1,500	23	3,480	37	5,720	基本使用料	10m ³ まで	1,500
11	1,650	24	3,640	38	5,880		超過使用料 (1m ³ 当たり)	11～20m ³ まで
12	1,800	25	3,800	39	6,040	21～50m ³ まで		160
13	1,950	26	3,960	40	6,200	51～200m ³ まで		165
14	2,100	27	4,120	41	6,360	201m ³ ～		170
15	2,250	28	4,280	42	6,520			
16	2,400	29	4,440	43	6,680			
17	2,550	30	4,600	44	6,840			
18	2,700	31	4,760	45	7,000			
19	2,850	32	4,920	46	7,160			
20	3,000	33	5,080	47	7,320			
21	3,160	34	5,240	48	7,480			
22	3,320	35	5,400	49	7,640			
		36	5,560	50	7,800			

◆1カ月22m³使用したときの計算例
 基本料金(10m³)=1,500円①
 超過使用料(11m³～20m³)
 150円/m³×10m³=1,500円②
 超過使用料(21m³～50m³)
 160円/m³×2m³=320円③
 合計 ①+②+③=3,320円

【問い合わせ】
 建設部下水道課 事業管理係
 ☎ 0220 (34) 2359

4月から新たに指定管理者制度を導入する施設

下記の施設の管理は、4月1日から新たに指定管理者による運営が行われます。
 なお、施設利用の申し込みについては、現行のとおりになりますが、指定管理者制度に関する詳しい内容については、教育委員会生涯学習課または各教育事務所に問い合わせください。

【新たに指定管理者制度を導入する施設】

施設の名称	指定管理者の名称	利用申込場所	指定の期間	担当部署
迫体育館 迫武道館 新田総合運動場	文化・スポーツクラブはさま	現行のとおり (迫体育館内)	平成22年4月1日 ～ 平成25年3月31日	教育委員会 生涯学習課 ☎ 0220 (34) 2698
中田総合体育館 (なかだアリーナ)	特定非営利活動法人 登米市体育協会	現行のとおり (中田総合体育館)		
米山公民館 (米山農村環境改善センター)	西野コミュニティ運営協議会	現行のとおり (米山公民館内)	平成22年4月1日 ～ 平成27年3月31日	
中津山公民館	中津山コミュニティ運営協議会	現行のとおり (中津山公民館内)		
吉田公民館 吉田体育館 善王寺コミュニティセンター	吉田コミュニティ運営協議会	現行のとおり (吉田公民館内)		

※米山公民館に指定管理者制度が導入されるに伴い、米山教育事務所は、米山総合支所内に移転します。
 ※迫体育館および中田総合体育館で行われていた体育事業については、迫教育事務所および中田教育事務所へ引継がれます。